

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	財政部
監査の種類	令和6年度 定期監査（6監第65号 令和6年11月26日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和7年11月21日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その1） 市有地貸付に係る収入事務において、納入通知書が発行されていない例が認められた。	令和7年 2月21日
2 収入事務（その2） 市有地貸付に係る収入事務において、督促が行われていない例が認められた。	令和7年 2月21日
意見又は要望とする事項	
1 収入事務（行政財産使用許可に係る内部統制強化について）	令和7年 11月21日
2 収入事務（市税等の徴収対策について）	令和7年 2月21日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 収入事務（行政財産使用許可に係る内部統制強化について）</p> <p>地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可については、市行政財産使用料条例（以下「条例」という。）に使用料の額や算出方法等が、市財務規則（以下「規則」という。）第242条から第246条に使用許可の手続等が規定されており、これらに規定されていない取扱いについては、公有財産に関する事務の総括管理を行う財政部長から発出される通知に基づき、各財産所管課が事務処理を行っている。</p> <p>使用許可等にあたっては、市職務権限規程別表第2により、重要なものについては財政部長の、軽易なものについては施設マネジメント課長の合議が必要とされているが、過去の定期監査の結果においては、使用料及び附帯設備に係る光熱水費等の算定、調定の時期、納期限の指定などに対する指摘が複数の財産所管課で確認されている。</p> <p>使用料の算定については、条例別表（第2条関係）に算出式が規定されているものの、財産の区分や設置物ごとに計算単位や算出式が定められており、使用期間によっても異なるなど、複雑なものとなっている。算出後に生じる使用料の額の端数処理が明示されていないことも算定誤りを招く可能性がある。</p> <p>一方、使用料の徴収に係る調定及び納期限の指定は、合議後の事務となり、規則の収入に関する規定が適用されることとなるが、使用料の計算単位や使用許可期間などが一様ではないにもかかわらず、基準が明示されていないため、各財産所管課の判断によって適用していることが要因となっている。また、附帯設備に係る光熱水費等の算出については、財政部長からの通知に示されているもの</p>	<p>過去の定期監査において、使用料の徴収に係る調定の時期や納期限の指定等に対する複数の指摘があったことにつきましては、関係規定の運用が財産所管課の判断のみに委ねられていたことから、適切かつ統一的な運用が図られるよう基準を設けることとし、これまで財政部長が発出した通知も踏まえ、総括的で分かりやすいマニュアルを今年度内に作成し、府内に周知を図ります。</p> <p>また、市行政財産使用料条例については、内部統制強化の観点から課題を整理したところであり、令和8年4月1日施行を目途に、使用料の額の算出過程で生じる1円未満の端数処理方法の明示や、事務の正確性を確保するため、誤解が生じやすい文言を見直すことを内容とした条例改正の準備を進めております。</p> <p>今後においても、各財産所管課が関係規定に基づき適正な事務処理を行うことができるよう、内部統制強化に継続して努めてまいります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>の、算出に要する面積や期間の計上に誤りが散見されている。</p> <p>さらに、財政部長から発出された通知等は、全てを関係職員が常時閲覧・確認することができる状態に供されておらず、行政財産の使用許可等に係る事務を総括したマニュアル等が策定されていないことからも、事務処理誤りの発生するリスクが非常に高いものと評価される。</p> <p>については、各財産所管課が関係規定に基づき適正な事務処理を行うことができるよう、使用料等を適正に算定するための仕組みを構築し、調定の時期及び納期限の指定に係る関係規定の適用基準並びに既に発出されている財政部長通知等を整理した上で、条例改正の必要性を検討するとともに、行政財産の使用許可事務及び使用料の収入事務に係るマニュアル等を整備するなど、内部統制の強化に努めることを望むものである。</p> <p>(施設マネジメント課)</p>	